

(令和7年7月18日発表)

事業所内保育施設で地域の乳幼児を受入れできる事業者の募集

◆アピールポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡市は事業者が従業員のために設置する保育施設（認可外の事業所内保育施設）において地域の乳幼児を受け入れていただける事業者を支援します。 ・受入れに必要な施設整備や運営費の一部を補助します。 ・子育てと仕事を両立する職場環境づくりを支援します。
◆補助制度の概要	<p>【対象事業者】 次のいずれかに該当する事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 静岡市内の事業所内保育施設をすでに設置している事業者 (2) 静岡市内で事業所内保育施設を新たに開設予定の事業者 <p>【施設整備補助金】 <補助対象となる事業> 地域枠（※）を利用する乳幼児を受け入れるために施設を改修する場合、必要な経費の一部を補助します。 ※地域枠とは、事業所内保育施設で預かる対象となる従業員の子どもではなく、保育施設周辺に住んでいる地域の子どもを月極として受け入れるための定員枠を言います。 (例：保育室新設又は拡張に伴う工事費、ベビーベッド、滅菌庫等)</p> <p><補助金の額・上限額></p> <ul style="list-style-type: none"> ・すでに開設済みの事業者：補助率2分の1 上限額 50万円 ・新規開設予定の事業者：補助率2分の1 上限額 100万円 <p>【運営費補助金】 地域枠を利用する乳幼児に適切な保育を行うことで生じる運営費の一部を補助します。</p> <p><補助金の額> 0歳児：1人当たり月額 87,000円 1・2歳児：1人当たり月額 32,000円</p>
◆応募要領	<p>【応募期限】 令和7年8月1日（金曜日）まで（必着）</p> <p>【申請方法】 原則電子申請、電子申請が困難な場合のみ郵送 申請書はHPに添付</p> <p>電子申請フォーム https://logoform.jp/form/79j2/1059059</p> <p>郵送の場合の送付先 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所 幼児教育・保育支援課 事業者指導係</p> <p>【詳細情報】 以下 URL からご確認ください。 https://www.city.shizuoka.lg.jp/s4936/s002113.html#h4_12</p>

別紙資料 無

【問合せ】 幼児教育・保育支援課（静岡庁舎17階）
担当 鈴木・宮崎
電話 054-221-1190